

○国土交通省告示第四百七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十九条第三項ただし書及び第二十条第一項ただし書の規定に基づき、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件及び建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

（照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件の一部改正）

第一条 照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件（昭和五十五年建設省告示第千八百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

第一 照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準

一 幼稚園の教室、幼保連携型認定こども園の教室若しくは保育室又は保育所の保育室にあつては、床面において二百ルツクス以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること。

二 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教室にあつては、次のイ及びロに定めるものとする。

イ 床面からの高さが五十センチメートルの水平面において二百ルツクス以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること。

ロ 窓その他の開口部で採光に有効な部分のうち床面からの高さが五十センチメートル以上の部分の面積が、当該教室の床面積の七分の一以上であること。

三 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の音楽教室又は視聴覚教室で建築基準法施行令第二十条の二に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられたものにあつては、前号イに定めるものとする。

第二 窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で国土交通大臣が別に定めるもの
一 第一号又は第二号に定める措置が講じられている居室にあつては、七分の一とする。
二 第一第三号に定める措置が講じられている居室にあつては、十分の一とする。

改 正 前

第一 照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準（新設）

一 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校若しくは中等教育学校の教室、幼保連携型認定こども園の教室若しくは保育室又は保育所の保育室にあつては、次のイ及びロに定めるものとする。

イ 床面からの高さが五十センチメートルの水平面において二百ルツクス以上の照度を確保することができるよう照明設備を設置すること。

ロ 窓その他の開口部で採光に有効な部分のうち床面からの高さが五十センチメートル以上の部分の面積が、当該教室又は保育室の床面積の七分の一以上であること。

二 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の音楽教室又は視聴覚教室で建築基準法施行令第二十条の二に規定する技術的基準に適合する換気設備が設けられたものにあつては、前号イに定めるものとする。

第二 窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合で国土交通大臣が別に定めるもの
一 第一号又は第二号に定める措置が講じられている居室にあつては、七分の一とする。
二 第一第二号に定める措置が講じられている居室にあつては、十分の一とする。

（建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件の一部改正）

第二条 建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件（平成十五年国土交通省告示第三百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第二十条第一項ただし書の規定に基づき、建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを次のように定める。
ただし、令第百十一条第一項第一号又は令第百十六条の二第一項第一号に規定する採光に有効な部分の面積を計算する場合においては、第二号の規定は、適用しない。

一 特定行政庁が土地利用の現況その他の地域の状況を考慮して規則で指定する区域内の建築物の居室（長屋又は共同住宅にあっては、同一の住戸内の居室に限る。）の窓その他の開口部（以下「開口部」という。）ごとの面積に、それぞれ令第二十条第二項各号のうちから特定行政庁が当該規則で指定する号に掲げるところにより計算した数値（天窓にあっては当該数値に二・〇を乗じて得た数値、その外側に幅九十センチメートル以上の縁側（ぬれ縁を除く。）その他これに類するものがある開口部にあっては当該数値に〇・七を乗じて得た数値とする。ただし、三・〇を超える場合にあっては、三・〇とする。）を乗じて得た面積を合計して算定するものとする。

二 二以上の居室（二以上の居室が、一体的な利用に供され、かつ、衛生上の支障がないものとして特定行政庁の規則で定める基準に適合すると特定行政庁が認めるものに限る。）の開口部ごとの面積にそれぞれ令第二十条第一項の採光補正係数（前号に掲げる居室については、前号に掲げる数値）を乗じて得た面積を合計して算定した面積の当該二以上の居室の床面積の合計に対する割合が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条第一項に定める割合以上である場合は、当該二以上の居室の各居室については、採光に有効な部分の面積は、それぞれその居室の床面積に対する当該割合以上のものとみなす。

改正前

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条第一項ただし書の規定に基づき、建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを次のように定める。

（新設）

三 近隣商業地域又は商業地域内の住宅の居室（長屋又は共同住宅にあっては、同一の住戸内の居室に限る。）で開口部を有する壁によつて区画された二の居室について、いずれか一の居室の開口部ごとの面積に、それぞれ令第二十条第一項の採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定した採光に有効な部分の面積が、当該二の居室の床面積の合計の七分の一以上である場合は、その他の居室については、当該壁の開口部で採光に有効な部分の面積は、当該開口部の面積とする。

近隣商業地域又は商業地域内の住宅の居室（長屋又は共同住宅においては、同一の住戸内の居室に限る。）で建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条第一項に規定する居室の窓その他の開口部（以下単に「開口部」という。）を有する壁によって区画された二の居室について、いずれか一の居室の開口部ごとの面積に、それぞれ建築基準法施行令第二十条第一項の採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定した採光に有効な部分の面積が、当該二の居室の床面積の合計の七分の一以上である場合は、その他の居室については、当該壁の開口部で採光に有効な部分の面積は、当該開口部の面積とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。